

広陵町公の施設における指定管理者制度の指定の手續等に関する条例（平成 18 年 6 月広陵町条例第 2 号。）及びはしお元気村条例（平成 9 年 3 月広陵町条例第 10 号）第 3 条に基づき指定管理者選定のため次のとおり公告する。

令和 5 年 10 月 13 日

広陵町長 山 村 吉 由



1 募集対象施設の概要

名称・所在地

名称	所在地
はしお元気村	広陵町大字弁財天 295 番地 3

2 指定期間

最長で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年）を予定しているが、事業者の提案により、指定管理しやすい期間を設定の上、提案すること。

3 指定管理料

指定管理料の額については、年額で 23,850,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、指定期間（2 年）の総額で 47,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が担う管理運営の主な内容は、次のとおりとする。詳しくは「仕様書」の 6 指定管理者が行う業務の範囲を参照すること。

- (1) 使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務
- (2) 設備の許可に関する業務
- (3) 維持管理に関する業務
- (4) その他業務

※ 広陵町公共施設包括管理業務による設備等に係る維持管理等の業務を除く。

5 申請資格

- (1) 法人その他の団体（法人格の有無は問わない。以下「法人等」という）であること。
- (2) 法人等及びその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、当町

- における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 募集の公告日において当町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に当町から指名停止処分を受けた者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定による更正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月広陵町条例第 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等
- カ 指定管理者選定委員会及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係にある者
- キ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2 年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）
- ク 当町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2 年を経過していない者
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、法令違反等社会的信用を損なう行為等により、指定管理者の指定をするのに相応しくない事由があると町長が認める者

6 募集に関する事項

(1) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和 5 年 10 月 13 日（金）から令和 5 年 10 月 20 日（金）まで
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（役場閉庁日を除く。）

イ 配布方法

募集要領等及び提出書類の各様式は、ホームページからダウンロードすること。
広陵町ホームページ <http://www.town.koryo.nara.jp>

(2) 現地説明会

日時：令和 5 年 10 月 23 日（月）午前 10 時 00 分から

集合：はしお元気村 前

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 168 番地

※現地説明会には必ず参加すること。事前の申し込みが必要です。別紙現地説明会参加申込書に必要事項を記載の上、前日の午後 5 時 00 分までに広陵町地域振興部産業総合支援課まで電子メールにより申込みすること。電話にて受信確認をすること。

電子メール：sangyo@town.nara.koryo.lg.jp

(3) 質問事項の受付・回答

募集要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和5年10月25日（水）午後5時00分まで（役場閉庁日を除く。）

イ 受付方法

企画提案書の質問については、質問書（任意様式）を電子メールにより送信し、件名を「はしお元気村指定管理業務に係る質問」とし、電話にて受信確認をすること。

○送信先 広陵町地域振興部産業総合支援課（電話番号 0745-55-1001）

電子メール sangyo@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、応募者間の公平を期すため、質問及び回答を広陵町ホームページにおいて公表する。（質問者名は公表しない。）また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。

○回答日 令和5年10月31日（火）

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和5年11月1日（水）から同月10日（金）まで
午前9時00分から午後5時00分まで

イ 受付場所

広陵町地域振興部産業総合支援課（役場本庁舎1階）
〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

ウ 受付方法

応募書類一式を、持参により提出すること。郵送、ファクシミリ又は電子メールでの提出は受け付けない。

(5) 審査（書類審査・提案審査）

指定管理者候補者の選定は公募型プロポーザル方式とし、広陵町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類による申請資格、提案内容等の一次審査（書類審査）を行い、要件を満たす団体を対象に、二次審査（提案審査）として申請者によるプレゼンテーションを実施し、一次審査と二次審査の合計得点の最も高い団体を候補者として選定する。また、申請者が1者の場合においても、選定委員会を開催するものとする。

審査基準については、別紙「はしお元気村指定管理業務審査基準」（以下「審査基準」という。）を参照すること。

ア 一次審査（書類審査）

応募事業者が4者以上の場合は、審査基準に基づき一次審査（企業評価）を実

施する。一次審査の結果は、申請者に通知し、併せて二次審査の対象となった申請者には、二次審査の日時・場所等を通知する。なお、一次審査を実施しなかった場合は、二次審査の日時・場所等を通知する。

イ 二次審査（提案審査）

令和5年11月14日（火）実施予定

申請書による提案内容の説明及び質疑応答を経て、審査基準に基づき審査を行い、この審査の結果、一次審査と二次審査の合計得点の最も高い団体を指定管理者候補者とする。

なお、提案内容の説明時間は、1者15分、質疑応答を20分とし、順番は申請受付順とする。

二次審査の結果は、この審査の対象となった申請者に通知する。

7 その他

詳細は、募集要領及び仕様書等を参照すること。